

日バス協技第265号  
令和2年8月18日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会  
会長 三澤 憲一

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局長から別添「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）」のとおりに通知がありましたので、貴協会の会員事業者に対して周知をお願い致します。

担当：技術安全部（田中・横山）  
電話：03-3216-4015